令和5年9月

太田市議会定例会議案(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議会議案第5号	議案第104号 令和5年度太田市一般 会計補正予算(第4号)に対する附帯決議	1
2	議会議案第6号	地方財政の充実・強化に関する意見書	3
3	議会議案第7号	地域経済活性化 魅力ある地域づくりに 向けた意見書	7

議会議案第5号

議案第104号 令和5年度太田市一般会計補正予算(第4号) に対する附帯決議

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号) 第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年9月28日提出

提出者 太田市議会議員 大 川 陽 一 賛成者 同 高 木 きよし 同 星 野 一 広 同 町 田 正 行 同 白 石 さと子 同 久保田 俊

議案第104号 令和5年度太田市一般会計補正予算(第4号) に対する附帯決議

議案第104号令和5年度太田市一般会計補正予算(第4号)の可決に当たり、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費における公有財産購入費2億2千万円の執行に関して、下記の意見を付すものとする。

記

- 1 不動産の購入に当たっては、購入の目的、妥当性を明らかにするとともに、購入費の積算において明確な基準を設けること。
- 2 公共施設の再編に当たっては、市民サービスの低下を招かないよう慎重に検討を行うとともに、幅広く市民の声を聴き理解を得

るよう努めること。

3 上記事業の進捗状況等について、遅滞なく報告を行うこと。以上、決議する。

令和5年9月28日

太田市議会

議会議案第6号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年9月28日提出

提出者	太田市議会議員	木	村	浩	明
賛成者	司	髙	野	博	善
	司	清	水	梨	花
	司	前	田	純	也
	同	長		正	祐
	同	尾	内	謙	
	同	Щ	田	隆	史

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・ 介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域 活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、 極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対応も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、

歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、下記の 事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後に おけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、 自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速 やかな情報提供などを行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに 「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続 可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とするこ

と。

- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能 となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確 保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、そ の財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超 えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の 減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への 譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与 基準を見直すこと。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を 拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を はかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月28日

太田市議会議長 矢 部 伸 幸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同 参画)

議会議案第7号

地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた意見書 上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1 号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年9月28日提出

提出者	太田市議会議員	木	村	浩	明
賛成者	司	髙	野	博	善
	同	清	水	梨	花
	同	前	田	純	也
	同	長		正	祐
	同	尾	内	謙	
	同	Ш	田	隆	史

地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた意見書

国内では少子高齢化や人材不足が深刻化する中、コロナ禍からの経済回復に加え、2050年カーボンニュートラル達成に向けた取り組みが国内外で加速するなど、日本経済は持続的成長に向けた正念場を迎えている。脱炭素化社会の推進が求められる中、各自治体は持続的な都市の発展に向け「誰一人取り残さない社会」を目指さねばならない。各地方自治体が、グリーンリカバリーを通じてデジタル化やCASE/MaaSの推進を前提に、電動車普及促進に取り組むことで、より暮らしやすい(人口流入)・働きやすい(雇用創出)まちへと発展し続けることが可能であり、正に今が地域経済活性化に向けた転換点と考える。

各地方自治体が、地域の特性に応じた取り組みを推進することが、

2050年カーボンニュートラル達成には不可欠であり、具体的には、 各自治体が電動車などの次世代モビリティの普及や、デジタル社会の 実現を前提に、それぞれの「まちづくり」のあり方を描き推進してい く必要があると考える。

今後のまちづくりに必要となる財源については、自動車関係諸税の複雑かつ過重で不条理な税制を解消し、車体課税・燃料課税を今後必要となる税目にあてる特定財源化することで、地域の独自性のもと、グリーンリカバリーの推進に取り組める税制を求める。併せて、自動車関係諸税の地方税部分が減税される際には、国税からの譲与を伴うことを前提とする等、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減策を求める。

一方、自動車関係諸税については、地方に暮らす自動車ユーザーに 更なる負担を求める走行距離課税や、電動車普及促進の足かせとなる EV・FCVに対する増税論議が行われた。

こうした考えから、地方経済の活性化、電動車普及促進を阻害しか ねない論議への意思表示、そして、複雑かつ過重で不条理な自動車税 制の解消を前提としたユーザー負担のあり方・交通環境を踏まえたイ ンフラ整備に向け、自動車関係諸税の抜本改革の検討を行うことを求 める。

記

- 1 誰もが暮らしやすい、働きやすい、持続可能なまちづくりの阻害 要因を実施しないこと。
- (1) 自動車を所有し移動せざるを得ない自動車ユーザーへの更なる 負担増、安定した物流、自由な移動を阻害し、地方の衰退や過疎 化にもつながりかねない走行距離課税やEV・FCVに対する増 税論議自体を行わないこと。

- 2 自動車に係る税の負担軽減を図ること。
 - (1) 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (2) 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止すること。
 - (3) 自動車税・軽自動車税(四輪車・二輪車等)の環境性能割は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とすること。
 - (4) 自動車税・軽自動車税(種別割/四輪車・二輪車等)の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずること。
 - (5) 複雑な車体課税を簡素化すること。
 - (6) EV・FCVに対するみなし課税の増税方向での見直しは行わないこと。
 - (7) 自動車関係諸税の地方税部分に関する課税自主権を活用した 地方自治体の税制変更を容認すること。
- 3 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (1) 「当分の間税率」を廃止すること。
 - (2) 複雑な燃料課税を簡素化すること。
 - (3) タックス・オン・タックスを解消すること。
 - (4) 物価高騰の現状を鑑み、燃料油価格激変緩和の延長もしくはトリガー条項の発動を実施すること。
- 4 自動車関係諸税の国税部分を地方への移譲等を伴うなどの負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を図ること。
- 5 税目に対する使途を明確化すること。
 - (1) 車体課税は、次世代モビリティ(CASE)普及促進特定財源 化すること。
 - (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化すること。
- 6 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図ること。
 - (1) 自動車保険(任意保険)の所得控除対象化すること。

- (2) 高速道路料金の引き下げを実施すること。
- 7 デジタル社会の実現を図ること。
 - (1) マイナンバーの活用幅拡充による資産や所得の適正把握、公正・公平な徴税の実現を目指すこと。
 - (2) 制度の一層の活用に向けたインフラ整備の推進、および安心して利用できるセキュリティー体制を構築、普及促進すること。
 - (3) 行政サービスの効率化、簡便化など、メリットが最大限発揮できる仕組みを構築すること。
 - (3) 行政のデジタル化に留まらない産業全体でのシステム統一・標準化に向けて対応すること。
- 8 グリーンリカバリーにおける産業の構造転換(雇用の確保・公正 な移行)を推進すること。
 - (1) 規制強化の際は、産業界の意見も踏まえた激変緩和措置を実施すること。
 - (2) 特定の業界に留まらない政策インセンティブの導入を実施すること。
- 9 電動車の普及に向けた課題解決に努めること。
 - (1) 電動車の普及に資する車両購入時および充電・充てん等のインフラ導入時における補助金や金利政策・税優遇(車両購入費および法人税の減免等)を実施すること。また、地方自治体が実施する場合には国による財政支援を実施すること。
 - (2) 計画的な国民生活の水準引上げ(賃金上昇・最低賃金)に向けた政策的取り組みを実施すること。
 - (3) 早急な水素ステーション・急速充電器等の新規設置・保守の整備、並びに過去整備した設備の定期的なメンテナンスも含めた管理を実施すること。
 - (4) インフラ整備を進めていく上で、日本の国土や、地域毎に異なる気象条件に配慮し、豪雨・豪雪災害などへの対応を踏まえた道

路整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

太田市議会議長 矢 部 伸 幸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

国税庁長官